

介護保険の認定申請をされた方へ

本日(年 月 日())伺いましたのは、世田谷区が認定調査を委託した

指定居宅介護支援事業所(介護保険施設)名:

住 所:

電 話 番 号:

介護支援専門員名:

です。

認定調査員は、身分証明書を携行しておりますのでご確認ください。

認定調査は、全国统一の調査内容・項目となっております。普段のご様子について、質問にお答えください。

認定調査員が調査時に営業活動を行うことは、区との契約で禁止されています。

このあと、世田谷区の介護認定審査会で、介護がどの程度必要かを公正に審査・判定します。審査・判定は「保健」、「医療」、「福祉」の専門家4名が行います。

区は、介護認定審査会の審査・判定の結果をもとに認定結果の通知を送付します。

審査・判定の結果

要介護1～5と認定された方は・・・

居宅サービスと施設サービスのどちらかを選択し、居宅の場合は居宅介護支援事業所(都道府県知事が指定)のケアマネージャーに介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼してください。

要支援1～2と認定された方は・・・

お住まいの地域の「あんしんすこやかセンター」に介護予防サービス計画の作成を依頼してください。

適正な認定調査に支障が生じる恐れがあることから、認定調査時の動画撮影、録音はお控えいただきますようお願いいたします。

認定調査について不明な点がありましたら、下記の☑のところにご相談ください。

世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課	電話 5432-2890	FAX 5432-3049
北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課	電話 6804-8704	FAX 6804-8813
玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課	電話 3702-1894	FAX 5707-2661
砧総合支所保健福祉センター保健福祉課	電話 3482-8196	FAX 3482-1796
烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課	電話 3326-6136	FAX 3326-6154